

見附市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 7 号

見附市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

見附市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 0 年見附市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 9 項中「附則別表第 1 」を「附則別表」に改める。

附則第 1 0 項中「第 3 5 条」を「第 3 5 条の 2 」に改める。

附則第 1 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第 9 項及び第 1 0 項の改正規定 公布の日

（2） 第 1 0 条第 1 1 項第 4 号及び同条第 1 4 項並びに附則第 1 2 項の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定 令和 7 年 4 月 1 日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の見附市職員の退職手当に関する条例第 1 0 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の見附市退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項第 2 号に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職

員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（見附市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 3 見附市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年見附市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。